

記者発表資料

建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)の策定について

関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会(注)は、これまで建設リサイクルや建設副産物の適正処理を推進するため、建設リサイクル推進計画を定期的に策定してきました。

平成26年9月1日に国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画2014」を踏まえ、関東地域における建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた「建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)」について、この度、同協議会で策定しましたので公表します(関東地方整備局のホームページで公開します。<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000094.html>)。

今後、同協議会で目標の達成状況および取組み状況等について共有し、連携を図りながら、効果的に施策を進めていきます。

《「建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)」のポイント》

社会資本の維持管理・更新や東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ関連工事の増大が想定されるため、以下の取り組みを進めます。

- ・再生砕石の需給ギャップによる滞留化が懸念されるため、再生砕石のストック状況の把握、再生資材利用に関する指標の検討
- ・再生利用認定制度等を活用し、建設汚泥の利用拡大 等

注:関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会とは、公共事業に伴い発生する建設副産物の計画的な有効利用及び再利用等を促進し、事業の円滑な推進を図るために必要な情報の収集、交換を目的とした関東地方整備局、関東農政局、都県政令市、特殊法人等の合計24機関で構成された協議会

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局048-601-3151(代表)

048-600-1375(FAX)

○技術調査課長 柳田 眞由美(やなだまゆみ)(内線3251)

○技術調査課 建設専門官 高橋 進(たかはしすすむ)(内線3252)

建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)の目標値(本文2章(3))

【H30目標値の考え方】

- ①アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再資源化率と建設発生木材の再資源化・縮減率については、H24実績値が既に90%を超え、かつH24目標値を達成しており、その高水準を維持するために、H24目標値と同様とした。
- ②建設汚泥の再資源化・縮減率については、H24実績値がH24目標値をほぼ達成できているが、今後の社会情勢等を考慮し、さらなる再資源化の促進を図るために必要な目標値として設定した。

対象品目	指標	推進計画 2008 (H24目標)	H24実績	増減	H30目標
アスファルト ・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%	維持 →	99%以上
コンクリート塊		99%以上	99.5%	維持 →	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	95.8%	維持 →	95%以上
建設汚泥		82%以上	81.9%	+8.1% →	90%以上
建設混合廃棄物	排出率	— ※1	4.6%	-0.6% →	4.0%以下
	再資源化・縮減率	— ※2	72.1%	+2.9% →	75%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	— ※3	—		80%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	94%以上	95.4%	+0.6% →	96%以上

※1、※2：H24目標値は「排出量」としていた。

排出率＝「建設混合廃棄物場外搬出量／全建設廃棄物場外搬出量」

再資源化・縮減率＝「(再資源化施設再利用率＋減量化量)／建設混合廃棄物場外搬出量」

※3：H30目標値は「内陸受入地の中で適正に盛土された量」を見込んでいる。

建設リサイクル推進計画2015(関東地域版)における重点施策

関東地域固有の課題解決の促進

- 1) 再生砕石のストック状況の把握、再生資材利用に関する指標の検討
 - ①ストック状況把握、利用徹底・拡大の推進
 - ②フォローアップ調査の実施
 - ③新たな指標の検討

- 2) 建設発生土の利用促進
 - 関東圏域発生土ワーキングの活性化

- 3) 建設発生土受入地の登録制度の検討
 - 適正な処理が確保される建設発生土登録受入地制度の検討

- 4) 建設汚泥の利用拡大
 - ①建設発生土と合わせて、関東圏域建設発生土ワーキングの活性化により、有効利用を図る。
 - ②既存の「建設汚泥利用マニュアル（関東版）」の普及及び活用を図る。
 - ③グリーン購入法調達方針に基づく建設汚泥の調達を推進。
 - ④再生利用認定制度等を活用した、利用拡大。
 - ⑤フォローアップ調査の実施
 - ⑥各自治体の環境部局との連携強化

建設リサイクル推進計画 2015
(関東地域版)

平成27年7月

関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会

目 次

1. 本計画の位置づけ	2
(1) 計画策定の背景と目的	
(2) 計画の実施主体と対象	
(3) 計画のフォローアップ	
2. 中期的に目指すべき方向性	5
(1) 主要課題	
(2) 品目毎の課題	
(3) 目標設定	
3. 新たに取り組むべき重点施策	18
(1) 建設副産物物流のモニタリング強化	
(2) 関東地域固有の課題解決の促進	
(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進	
(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進	
(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	
(6) 建設工事における再生資材の利用促進	
(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	
4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策	28
(1) 情報管理と物流管理	
(2) 関係者の連携強化	
(3) 理解と参画の推進	
(4) 建設リサイクル市場の育成	
(5) 技術開発等の推進	
(6) 発生抑制	
(7) 現場分別	
(8) 再資源化・縮減	
(9) 適正処理	
(10) 再使用・再生資材の利用	

1. 本計画の位置づけ

(1) 計画策定の背景と目的

①背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」を構築していくことが引き続き必要である。

これまで、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正。以下、資源有効利用促進法）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、国はこれらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。

また、平成12年には、循環型社会形成推進基本法が公布され、3R、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」によって、完全施行の平成14年度以降にはコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられた。

「建設リサイクル法」の施行によって、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は平成17年度には91.0%（関東地域）、平成20年度には93.1%（関東地域）とさらに向上した。

加えて、「建設リサイクル推進計画2008」では、計画の基本的考え方として、「①関係者の意識の向上と連携強化」、「②持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開」、「③民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」の3つを柱に据え、それに基づき様々な角度から各種施策展開を図った結果、平成24年度の建設廃棄物の再資源化・縮減率は95.4%（関東地域）と着実に向上した。

しかし、建設副産物のリサイクルが着実に成果を挙げている一方で、3Rの第一に掲げられる発生抑制については、平成24年度の建設廃棄物の排出量が平成20年度より26%増加（関東地域）しており、その取り組みは十分とは言い難い。

また、不法投棄に関しては、環境省が公表している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」によると、全体としてかなり減少してきており、適正処理の徹底が図られてきているものと評価できるが、不法投棄量・不適正処理量の約75%（平成24年度）を

建設系廃棄物が占めていることから、引き続き適正処理の推進が求められる。

さらに、今後、関東地域では、東京外かく環状道路やリニア中央新幹線、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事など大規模プロジェクトが本格化するとともに、高度経済成長期に建設された橋梁や道路など社会資本の維持管理・更新時代が到来することで、建設副産物の発生量が増加することが想定される。そのため、建設副産物の発生抑制、再使用、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用について、計画的に、かつ、組織的に推進していく必要がある。

②計画の目的

以上のような状況を鑑みて、国土交通省では、社会資本整備審議会 環境部会と交通政策審議会の各々に設置された「建設リサイクル推進施策検討小委員会」審議を経てとりまとめられた「建設リサイクル推進に係る方策」（平成26年8月）を踏まえ、国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」（以下、「推進計画2014」という。）を策定した。

このような中、「関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会」（以下、「協議会」という。）では、建設リサイクルの状況は地域によって異なるため、「推進計画2014」及び平成24年度に実施した建設副産物の実態等に関する調査（以下、「建設副産物実態調査」という。）の結果を踏まえて、関東地域における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「建設リサイクル推進計画2015（関東地域版）」を策定し、関東地域の建設リサイクルのより一層の推進を図る。

（2）計画の実施主体と対象

計画の実施主体は、本協議会及び関東地域の各都県協議会・地区協議会の構成員並びに構成傘下の各組織とし、その対象は計画の実施主体が行う建設工事とする。

また、計画の実施主体以外が行う建設工事についても、本協議会の活動を通じて「理解と参画」を得て、関東地域における建設工事全体で建設リサイクルが推進されるよう努力するものとする。

なお、本計画の計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4カ年とする。

(3) 計画のフォローアップ

① 実施方法

本計画に示した目標の達成状況及び取り組み・施策の実施状況は、フォローアップ調査や従来からの建設副産物実態調査等により、把握・評価する。

これらのフォローアップや取り組み、施策の具体化にあたっては、適宜協議会を通じた活動により、効果的な施策の実施を図ることとする。

②計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. 中期的に目指すべき方向性

(1) 主要課題

①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応

我が国では、昭和30年代から40年代にかけての高度成長期に大量の社会資本や住宅・建築物が建設された。今後、建築後50年以上経過する社会資本や住宅・建築物の割合が急増することが見込まれ、これらの更新・解体工事の増加に伴う建設副産物の発生量の増加が想定されるため、再生資材についてより一層の利用を図る対策が必要である。また、大規模トンネル工事に伴い大量発生が見込まれる建設発生土についてもその有効利用の促進が必要である。

また、これまでの建設リサイクル推進に関する各種施策等により、建設廃棄物の最終処分量が大幅に削減されるなど、建設リサイクルについては相当の成果が上がっている。このため、今後は、現在の建設リサイクル水準を維持するため、個別品目毎のリサイクル阻害要因に対する解決方策を重点的に実施すべきである。

さらに、社会資本の老朽化に伴う維持管理・更新型工事の増大、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連工事等が展開される。特に維持管理・更新型工事の増大に対しては、新たな建設リサイクルの対応も求められることとなる。

一方、東日本大震災では、大量に発生した災害廃棄物の処理が課題となった。災害廃棄物は一般廃棄物として扱われ、建設廃棄物とはその取扱いが異なるものの、一部品目については性状等が類似していることから、首都直下地震をはじめとする広域かつ大規模な災害の発生に備え、災害廃棄物を建設資材として円滑に利用できる体制を構築しておくことが有効である。

②顕在化してきた関東地域における建設リサイクルの課題

<首都圏を中心に>

高度経済成長期に建築されたビル等の建替えや再開発などにより、コンクリート塊の発生量が増加傾向にある。一方、コンクリート塊を再生処理した再生砕石は、これまで主に道路の路盤材として利用してきたが、その路盤工から施工するこれまでの新設の道路工事から、近年では路盤工を施工しない表層を切削する道路工事へ移行してきたことにより、道路用路盤材の需要が減少してきた。そのため、再資源化施設での再生砕石の滞留が首都圏を中心に顕在化してきた。

その結果、再資源化施設でのコンクリート塊の受入れをストップせざるを得ない状況が、聞き取り調査等により平成22年度頃から発生していることを確認した。今後

東京オリンピック・パラリンピック関連工事による社会資本整備・再開発等が本格化することから、再度滞留問題が発生するおそれがあり、対策が必要である。

＜首都圏及び甲信地域＞

今後、建設発生土については、東京外かく環状道路やリニア中央新幹線など大規模トンネル工事に伴い、大量発生が見込まれるため、工事間利用の促進や適正な処理等を確保する仕組みなどの構築が必要である。

さらに、建設汚泥においては、大規模トンネル工事に伴い大量発生が見込まれるため、再資源化を行うとともに、建設汚泥再生品の利用を促進する仕組みの構築が必要である。

＜北関東＞

管理型最終処分場が少ないため、建設汚泥や廃石膏ボードなどを処分する際、他県まで搬出する必要がある。そこで、建設汚泥等の現場内利用、工事間利用、再生品利用などを促進する必要がある。

また、時期によっては再生砕石の供給が不足して、クラッシュラン（新材）を利用するケースがあり、再生砕石の需給調整を行う必要がある。

③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献

政府における環境政策全体に関する動きとして、「第4次環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月31日閣議決定）が策定され、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示されている。特に「第4次環境基本計画」では「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」における中長期的な目標として、

- 1) 廃棄物等について、①発生の抑制、②適正な循環利用の促進、③循環利用が行われない場合の適正な処分が確保されることで、天然資源消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。
- 2) 今後、世界全体で化石系資源や有用金属の資源制約が強まることが予想されることに加え、安全・安心が確保された循環の流れを構築することがより重要となっていることを踏まえ、これまでの取組で進展した循環の量に着目した循環型社会の構築のみならず、資源確保や安全・安心の確保等の循環の質に着目した取組を進め、資源を大事に使う持続可能な循環型社会の構築を目指す。
- 3) 循環型社会の形成のみならず、地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域の実情に根ざし、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す。

などが掲げられた。

また、「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けた取組の中長期的な方向性として、平成42年頃までに次のような循環型社会の形成を目指すとしている。

- 1) 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会
- 2) 3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築
- 3) 資源効率性の高い社会経済システムの構築
- 4) 安全・安心の実現
- 5) 国際的取組

このうち、2)に位置付けられている「地域循環圏の構築」は、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていく「地域循環圏」を重層的に形成させていく方向性が示されている。

また、建設副産物は、その重量や容積が大きいため、広域的なりサイクルに当たっては輸送コストや環境負荷に留意すべき循環資源もあるが、今後は地域内での需給バランスにも配慮しつつ、地域毎・品目毎に適切なりサイクルを推進することも必要となってくる。

さらに、国土交通省が平成26年3月に策定した「国土交通省環境行動計画」において、今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」の1つの柱として、「循環型社会の形成に向けた取組の推進」を位置づけている。

これらの考え方については、新たな建設りサイクル施策の中長期的方向性を定める上での基本としつつ、「建設りサイクル推進計画2008（関東地域版）」（以下、「関東版推進計画2008」という。）で示された「関係者の意識の向上と連携強化」、「持続可能な社会を実現するための他の環境施策との統合的展開」、「民間主体の創造的取り組みを軸とした建設りサイクル市場の育成と技術開発の推進」の観点の施策を引き続き推進していく。

(2) 品目毎の課題

建設副産物の品目毎の再資源化・縮減率の更なる向上を図るため、現在の品目別リサイクルフローより課題とその要因を分析する。

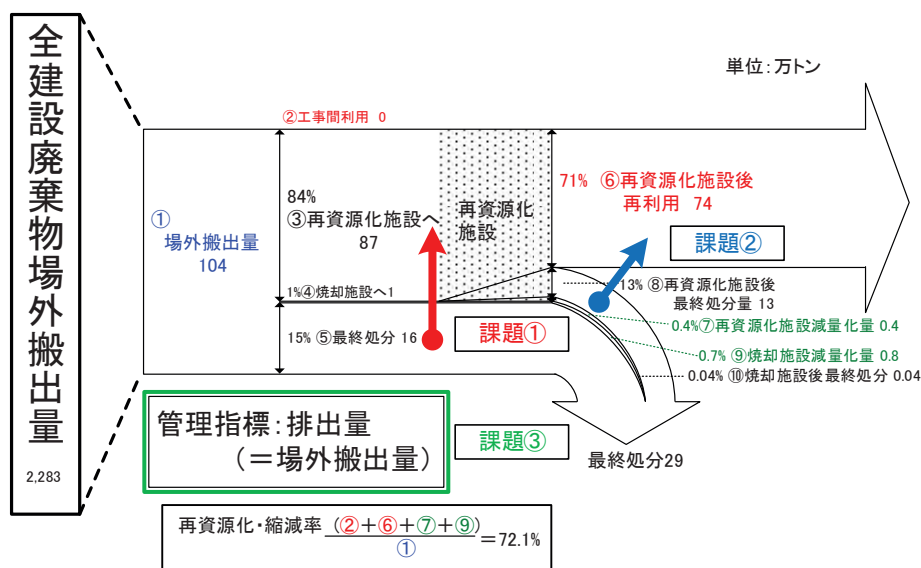
1) 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題がある。

課題1：直接最終処分15%を再資源化施設等へ搬出できていない

課題2：施設経由処分13%の再資源化を促進できていない

課題3：指標が工事量に影響され、適切な評価が困難



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設混合廃棄物のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：直接最終処分している建設混合廃棄物の中には、土砂混じり残渣など再資源化施設で対応可能なものが含まれている。

要因2：再資源化施設より近距離に処分場があり、各々の受入費に運搬費も含めたコスト比較の結果、直接最終処分を選択されている。

要因3：他品目に比べて再生処理の技術的・人的な手間が大きい。

要因4：施設毎に再資源化・縮減率（当該施設が受け入れた各建設廃棄物の総量に対する再資源化及び縮減された量の割合）が異なる（平成24年度建設副産物実態調査詳細データより確認）。

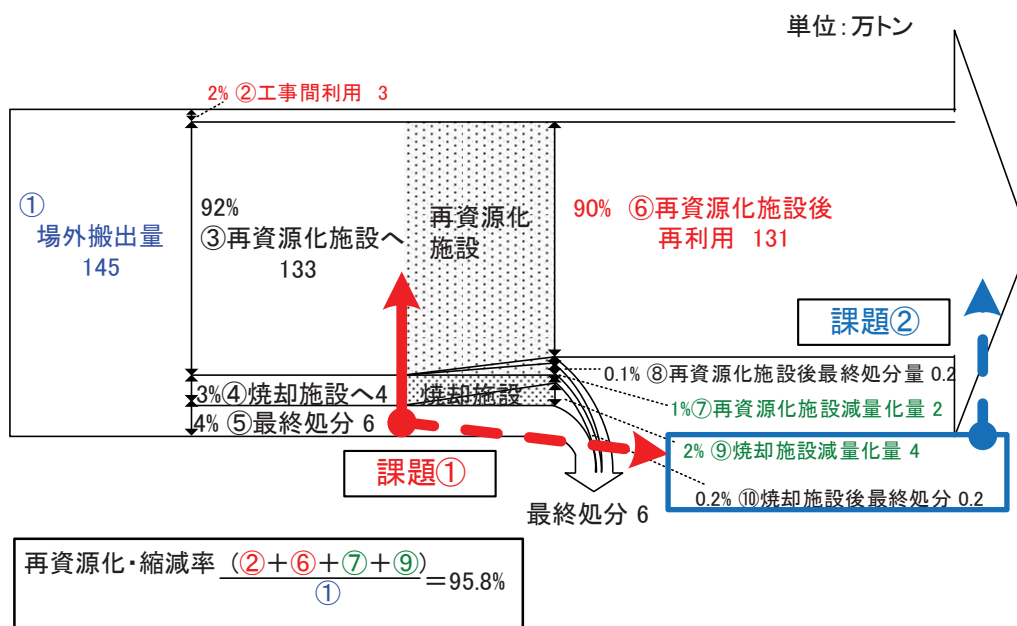
要因5：経済動向や社会情勢等により建設工事量が変動する。

2) 建設発生木材

建設発生木材のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題がある。

課題 1：直接最終処分 4%を再資源化施設等へ搬出できていない

課題 2：焼却施設での熱エネルギー回収の促進が必要



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある

建設発生木材のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因 1：直接最終処分している建設発生木材の中には、根、土砂付着木材など再資源化施設あるいは焼却施設で対応可能なものが含まれている。

要因 2：導入コストに見合った効果が得られにくい。

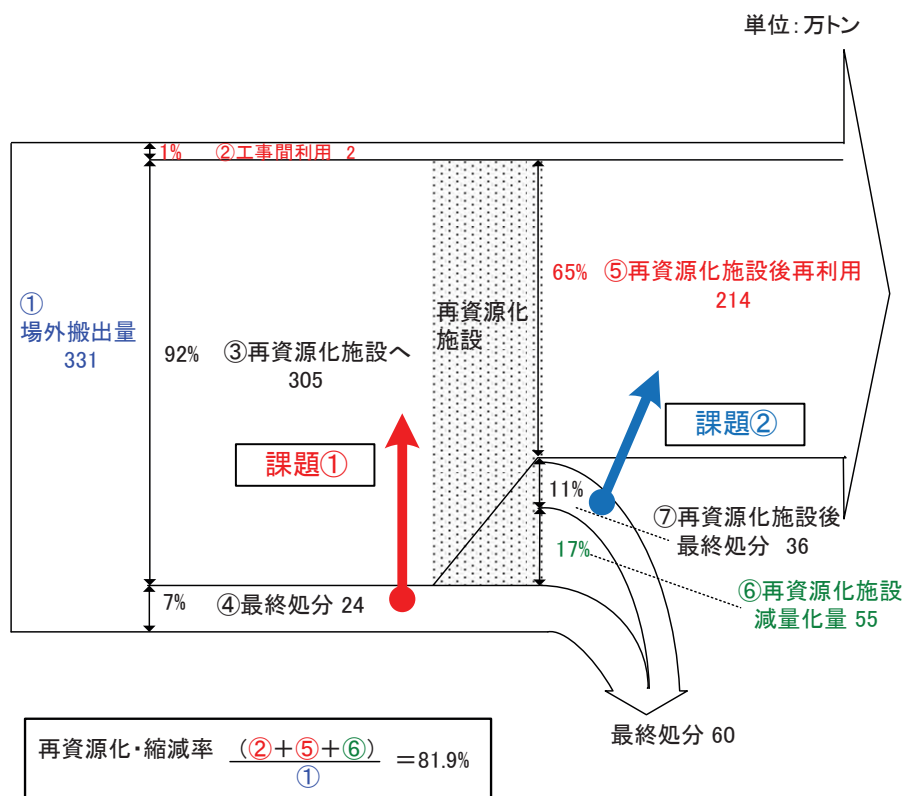
要因 3：熱回収システムの導入効果への理解が十分浸透していない。

3) 建設汚泥

建設汚泥のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題がある。

課題 1：直接最終処分 7% を再資源化施設へ搬出できていない

課題 2：施設経由処分 11% の再資源化を促進できていない



出典：平成 24 年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設汚泥のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因 1：直接最終処分している建設汚泥の中には、1 工事からの発生量が少量であるものなど再資源化施設で対応可能なものが含まれている。

要因 2：再資源化施設より近距離に処分場があり、施設受入費または最終処分費に、運搬費も含めたコスト比較の結果、直接処分となる場合が地方部で見受けられる。

要因 3：建設汚泥処理土に再生しても利用先がない。

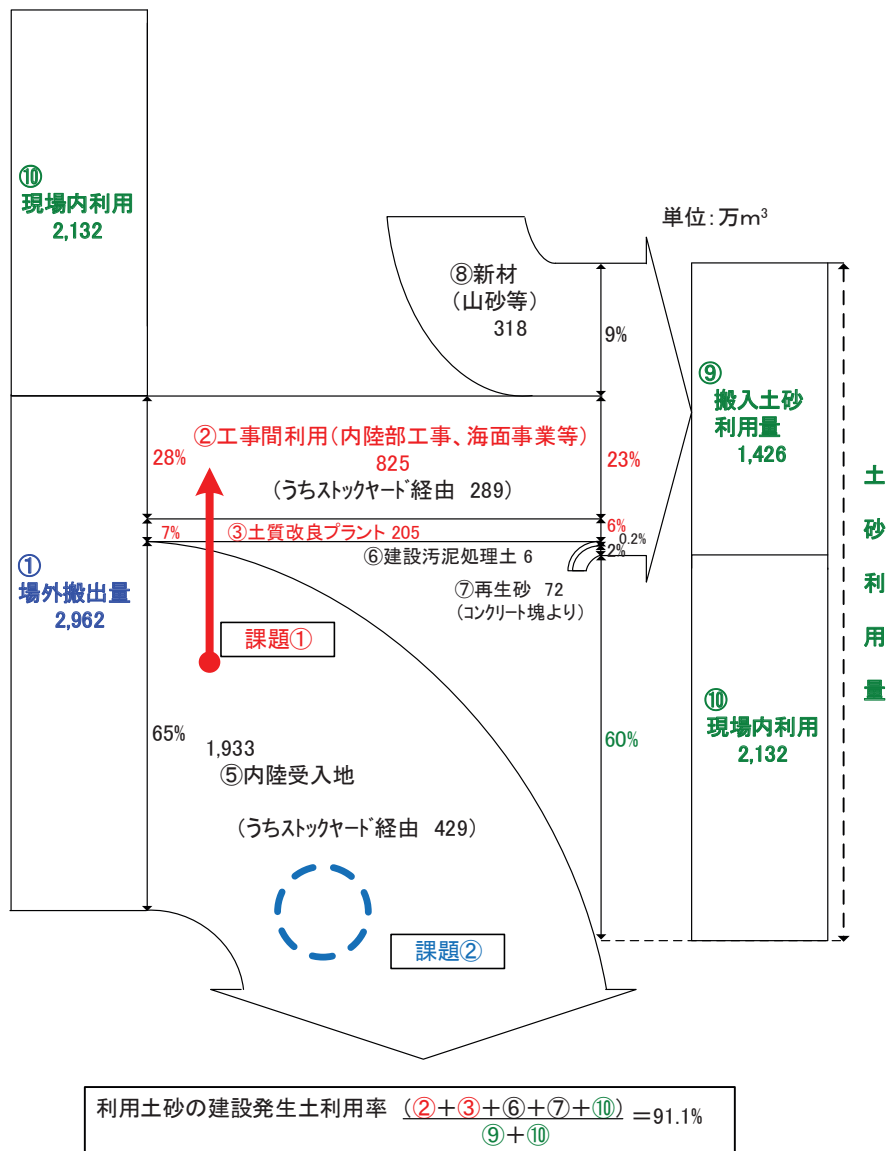
要因 4：施設内の再資源化・縮減率（当該施設が受け入れた各建設廃棄物の総量に対する再資源化及び縮減された量の割合）が低い施設が一部存在する（平成 24 年度建設副産物実態調査詳細データより確認）。

4) 建設発生土

建設発生土のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題がある。

課題1：内陸受入地搬出65%を工事間利用できていない

課題2：民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いが一部見受けられる



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設発生土のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

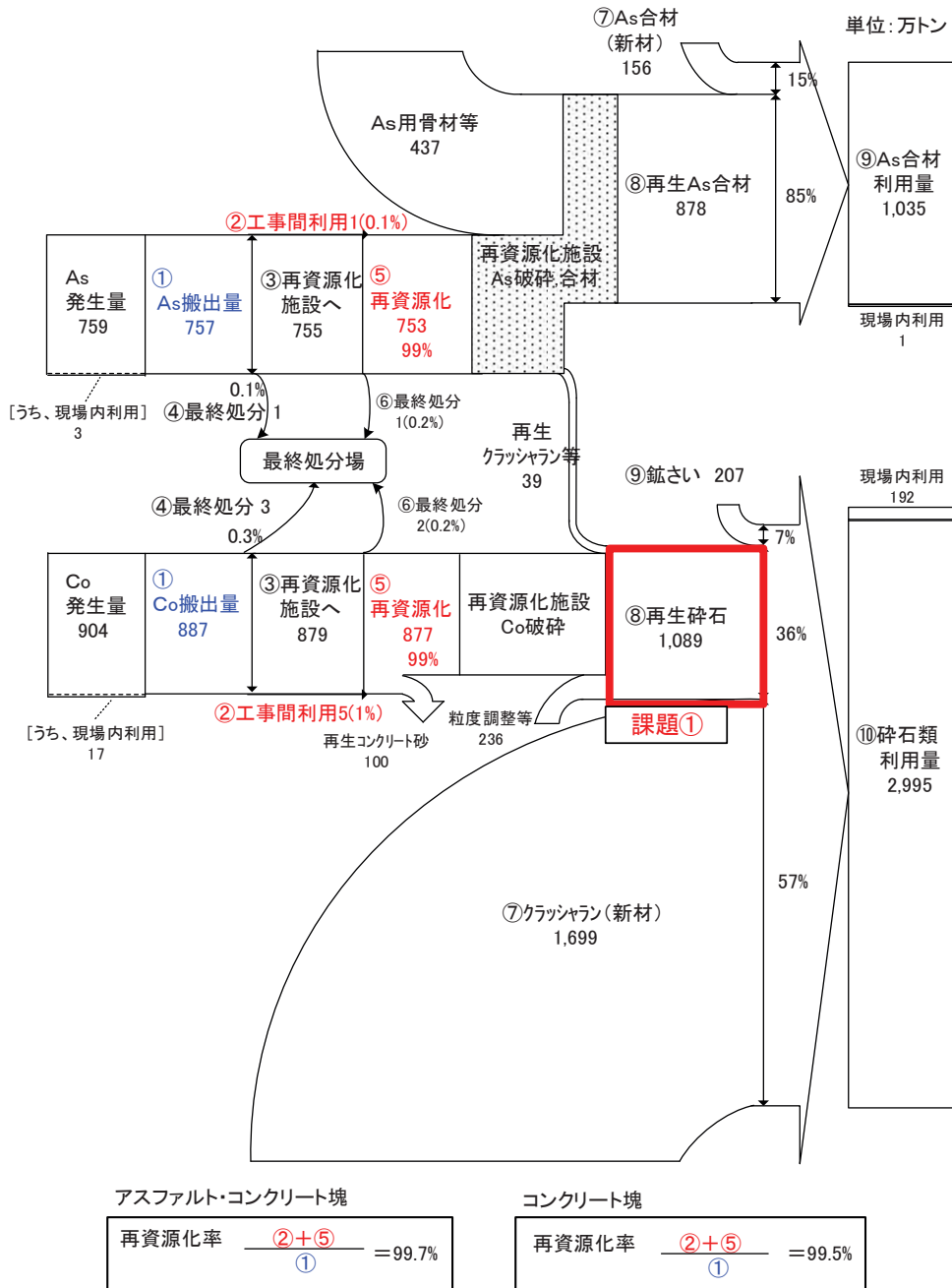
要因1：これまでの工事間利用調整は公共機関のみで実施しており、民間事業者との連携が不十分である。

要因2：発生土利用側の公共工事よりも近距離に民間のストックヤードや土捨場があり、コスト比較の結果それらへの搬出を選択している。

5) コンクリート塊

コンクリート塊のリサイクルフローは以下のとおりであり、これらの結果より下記の課題がある。

- 課題1：建設工事における利用量が36%である再生砕石利用の促進が必要
- 課題2：首都圏を中心に、コンクリート塊の発生量と再生砕石の利用量との需給バランスの確保が必要



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

コンクリート（Co）塊のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：再生砕石はクラッシュラン（新材）よりも安価（運搬費除く）である場合が多いにもかかわらず、クラッシュラン（新材）が多く利用されている。また、クラッシュラン（新材）を利用している原因が解明できていない。

要因2：首都圏を中心に、解体工事から発生するコンクリート塊が増加している一方、新設道路工事の路盤材利用量の減少や路盤材以外の用途拡大が図られていない。

(3) 目標設定

「平成24年度建設副産物実態調査」結果によると、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は95.4%と高い水準にあることから、更なる建設リサイクルの推進にあたっては、これまでどおり「リサイクル原則化ルール」を前提とした上で、あまりにも費用が過大となる場合には費用をただ過大にかけるのではなく、今後は費用対効果にも配慮しながら取り組むべきである。

個別品目毎に見ていくと、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は99.7%、コンクリート塊の再資源化率は99.5%と、十分に高い水準にある。

一方で、建設混合廃棄物は、平成24年度排出量を平成17年度比30%削減する目標に対し、実績値は14%増加となっており、その推進が不十分だった。

また、建設発生木材については、平成24年度実績値が再資源化率92.3%（目標値79%）、焼却等による縮減を含めた再資源化・縮減率95.8%（目標値95%以上）まで向上し、目標を達成できた。

今後は、高い水準の再資源化率等を達成している品目が今後ともその維持が図られているかのチェックの強化が必要である。

さらに、建設混合廃棄物といった目標未達成品目ならびに他よりも目標設定が低かった建設汚泥や建設発生土について更なる向上を推進していくことが必要である。

また、従来指標のうち、建設混合廃棄物については、現場分別の徹底により、その発生抑制を図ることが効果的であるため、排出量という絶対値指標による進捗管理を行っている。しかしながら、排出量は、社会情勢の変化に伴う建設工事量そのものの増減に大きく影響を受けてしまう指標であるため、建設混合廃棄物の現場分別の徹底が促進され、かつ工事量変動の影響を受けない指標へ切り換える。

あわせて、建設発生土については、これまでの土砂利用量に対する有効利用量の割合の指標から、建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用の促進が図られる指標へ切り換える。

以上を踏まえ、リサイクル品目毎の目標は、後述する施策を着実に実行しつつ設定する。

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊とも平成24年度目標値に対して、両品目とも実績値99%以上と、相当レベルの目標達成状況であることから、現指標の再資源化率が低下しないように設定する。

【再資源化率 平成30年度目標値 99%以上】

○建設発生木材

再資源化・縮減率は平成24年度目標値95%以上に対して、実績値95.8%と、相当レベルの目標達成状況であることから、現指標の再資源化・縮減率が低下しないように設定する。

なお、再資源化率については、建設発生木材の排出形態は様々であり、その形態によっては再資源化そのものが困難な場合があることから、今後の数値目標としては、最終処分量を抑制するための指標である再資源化・縮減率で一元的にみる。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 95%以上】

○建設汚泥

再資源化・縮減率は平成24年度目標値82%に対して、実績値81.9%とほぼ目標を達成できた。しかし、他の品目に比べて再資源化・縮減率が低いことから、もう一段高い数値目標を設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 90%以上】

○建設混合廃棄物

指標を排出量から建設混合廃棄物排出率（全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合）に改めるとともに、建設工事における現場分別の徹底により、建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、その割合を低下させる方向で目標設定する。また、再資源化施設における建設混合廃棄物自体の再資源化・縮減の向上を図る観点から、再資源化・縮減率についても目標設定する。

【建設混合廃棄物排出率 平成30年度目標値 4.0%以下】

（参考）建設混合廃棄物排出率の実績値（関東地域）・・・平成17年度3.9%、平成20年度5.5%、平成24年度4.6%

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 75%以上】

（参考）再資源化・縮減率の実績値（関東地域）・・・平成17年度41.8%、平成20年度52.8%、平成24年度72.1%

○建設廃棄物全体

再資源化・縮減率は平成24年度目標値94%に対して、実績値95.4%と相当レベルの目標達成状況であることから、再資源化率・縮減率が低下しないよう設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 96%以上】

○建設発生土

建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用を促進するため、これまでの「利用土砂の建設発生土利用率」（土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合）から「建設発生土有効利用率」（建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の割合）の指標に変更の上、目標設定する。

【建設発生土有効利用率 平成30年度目標値 80%以上】

（参考）建設発生土の建設工事における有効利用率の実績値（関東地域）・・・平成17年度51.1%、平成20年度44.2%、平成24年度62.1%
これに、内陸受入地分の約1/3は採石場跡地復旧や農地利用等が含まれているとみなして平成30年度目標値を設定した。

本計画の目標（関東地域）

対象品目		平成24年度 (実績)	平成30年度 目標
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.7%	99%以上
		99.5%	99%以上
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	95.8%	95%以上
		81.9%	90%以上
建設混合廃棄物	排出率	4.6%	4.0%以下
	再資源化・縮減率	72.1%	75%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	95.4%	96%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	—	80%以上

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の合計の割合

3. 新たに取り組むべき重点施策

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

建設副産物の高い再資源化・縮減率等の継続維持と、目標未達成品目ならびに他よりも目標設定の低い品目の更なる向上を図るためには、再資源化・縮減等の状況の変化を早期に確認できるよう、従来の建設副産物実態調査に加えて建設副産物物流のモニタリング等を強化していくことが重要である。また、目標未達成品目については目標未達成とはいえ、再資源化・縮減率は一定レベルとなっていることから、更なる向上を目指すためには、再資源化・縮減が出来ずに、直接最終処分をしている要因等の詳細な調査・分析が重要である。

大都市圏では、近年、建築物等の解体量ならびにこれに伴うコンクリート塊の発生量が増加しており、再生砕石の滞留懸念があることから、再資源化施設におけるストック状況等の物流の把握・データ化を図ることが必要である。

そのほか、建設発生土の不適切な取扱いが一部で発生していることから、建設発生土の内陸受入地での取扱いについてもモニタリングを行っていくことが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

区分	全国での取り組み	関東地域での取り組み
リサイクル阻害要因の把握	①民間も含めた受発注者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。	①協議会構成機関は、左記取り組みと連携していく。
再資源化・縮減率等状況の早期確認	②建設副産物の再資源化・縮減率等の状況変化を早期に確認するため、建設副産物情報交換システムの改善、データ登録の促進および再生資源利用計画書・実施書、マニフェスト届出情報を活用することにより、データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、毎年建設副産物物流のモニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。	②協議会構成機関は、左記取り組みと連携していく。
ストック状況等の物流把握	③地方公共団体や産業廃棄物業界等の関係者と連携し、一部の地域で滞留懸念がある再生砕石について、ストック状況等の物流を把握し、そのデータを基に必要に応じて利用徹底・拡大を推進する。	③協議会は、左記取り組みを重点施策として推進していく。

※「協議会」：協議会（事務局：関東地方整備局）が一体となって検討・実施

※「協議会構成機関」：協議会構成機関が個々に検討・実施

(2) 関東地域固有の課題解決の促進

首都圏を中心に、近年、建築物等の解体量ならびにこれに伴うコンクリート塊の発生量が増加しており、再生砕石の滞留懸念があることから、再資源化施設におけるストック状況等の物流の把握・データ化を図ることが必要である。

そのほか、大規模工事により大量の建設発生土及び建設汚泥が発生することから、建設発生土の工事間利用の促進及び適正管理を行っていくことが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

1) 再生砕石のストック状況の把握と情報提供及び再生資材利用に関する指標の検討

関東地域においては、首都圏における再生砕石の需給ギャップによる滞留が顕在化してきており、その対策は喫緊の課題となっている。

一方で、再生砕石のストック状況については、その実態等を把握する仕組みがなく、その分、これらの課題に対する取り組みも不十分な状態となっている。

再生砕石のストック状況の把握については、再資源化等を行う産業廃棄物処理業界の協力が必要であることから、これらの業界関係者との連携のうえ、その仕組みの整備を検討する必要がある。

さらに、再生砕石の利用促進・用途拡大（埋戻し材・裏込め材、基礎材等）を図るためには、その利用状況（用途、利用量、利用率など）を把握しながら、地域の状況を踏まえ再生資材利用に関する指標（再生資材利用率等）の導入が必要である。

このため、関東地域の重点的な取り組みとして、次の取り組みを実施する。

区分	主な取り組み	担当
ストック状況把握	産業廃棄物業界との連携による再生砕石のストック状況の把握、及び利用徹底・拡大の推進	協議会
フォローアップ調査の実施	協議会構成機関における再生砕石の利用状況を把握するため、フォローアップ調査を実施	協議会構成機関
新たな指標の検討	<p>全国で実施する「建設副産物物流のモニタリング」やフォローアップ調査などの結果をもとに、再生資材の利用実態等がより把握可能な指標について検討</p> <p>(例)再生砕石利用率 = (再生砕石利用量 / 砕石類利用量) 注)</p> <p>注)P12「(2) 品目毎の課題 5)コンクリート塊」のリサイクルフロー参考</p> <p>利用側の指標のイメージを示したものであり、今後検討していく。</p>	協議会

2) 建設発生土の利用促進

今後、関東地域では大規模工事により大量の建設発生土等が発生することから、建設発生土の工事間利用を強力に促進する必要がある。

このため、関東地域の重点的な取り組みとして、次の取り組みを実施する。

区分	主な取り組み	担当
既存ワーキングの活性化	関東圏域建設発生土ワーキンググループの活性化 ①年2回の公共工事土量調査等の補完 ②関係機関が連携した組織的・広域的利用調整体制の確立とそれに関わる取り組み等の具体的な検討、及び情報共有	協議会
新たな情報提供方法	メーリングリスト等を用いた最新の建設発生土情報の提供	協議会

※「関東圏域建設発生土ワーキンググループ」：関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会の下部組織として、構成機関同士が建設発生土に関わる情報共有や課題解決を図るため、より柔軟に連携するために発足。

3) 建設発生土受入地の登録制度の検討

建設発生土については、場外搬出量が搬入土砂利用量の、約2倍程度となっており、工事間利用できない建設発生土については、内陸受入地等への搬出が不可避である。

とくに関東地域においては、今後大規模工事により大量の建設発生土が発生することが予定されており、工事間利用できない建設発生土の適正な処理等を確保する仕組みの構築が求められている。

このため、関東地域の重点的な取り組みとして、次の取り組みを実施する。

区分	主な取り組み	担当
新たな制度の検討	適正な処理が確保される建設発生土登録受入地制度の検討	協議会 都県・政令市

※「建設発生土登録受入地制度」：関東地域の大きな課題の一つである大量に発生する建設発生土について、各都県で適切に管理された受入地を確保し、適正な処理を確保する。

※「都県・政令市」：関東管内の都県及び政令市が検討・実施

4) 建設汚泥の利用拡大

平成24年度建設副産物実態調査によると建設汚泥は、2割弱が最終処分されている。今後は、さらなる建設汚泥の適正処理を行うとともに、建設汚泥等の再生品の利用拡大が必要である。

このため、関東地域の重点的な取り組みとして、次の取り組みを実施する。

区分	主な取り組み	担当
既存制度による利用調整	建設汚泥は、建設発生土とあわせて関東地方協議会や都県ブロック協議会で利用調整を行い、有効利用を図る	協議会構成機関
既存マニュアルの活用	既存の「建設汚泥利用マニュアル（関東版）」を発注担当者に対して普及及び活用を促進する	協議会構成機関
既存調達継続	公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく建設汚泥の調達を推進する	協議会構成機関
既存制度による利用拡大	建設汚泥の再生利用認定制度等を活用し、建設汚泥の再生利用を拡大する	協議会構成機関
フォローアップ調査の実施	協議会構成機関における建設汚泥等の利用状況を把握するため、フォローアップ調査を実施する	協議会構成機関
環境部局との連携	建設汚泥等の利用が円滑に行えるように各都県及び政令市の環境部局との連携を強化する	都県・政令市

(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進

建設発生木材については、従来からマテリアルリサイクルを優先し、それが困難な場合はサーマルリサイクルという形で取り組んできている。そのほか、再生利用が困難な木材には焼却施設にて単純焼却処理されているものがあり、その部分については資源やエネルギーとして有効活用できる可能性がある。大気中に放出している熱エネルギーを回収することにより、地球温暖化対策にも資することが可能と考えられる。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

区分	全国での取り組み	関東地域での取り組み
先端的な導入事例・効果の周知	行政は、再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、熱エネルギーの回収を促すため、地方公共団体と連携してバイオマス発電などの先進的な導入事例・効果の周知を図る。	協議会は、バイオマス発電などの先進的な導入事例・効果について情報収集及び情報共有を図る。

(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進

発生抑制に関する取り組みについては、これまでも各施策が推進されてきたが、今後は民間も含めた受発注者による「発生抑制」の取り組みを強化していく必要がある。

特に発生抑制に関しては、事業の計画・設計段階での対応が効果的であり、民間も含めた発注者や設計者による徹底を図ることが重要である。

また、住宅・建築物や社会資本の老朽化に伴う解体工事や維持管理工事、更新工事の増大による建設副産物の発生量増加の影響を小さくするため、工事前段階で発生抑制を十分に検討することが重要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

区分	全国での取り組み	関東地域での取り組み
発生抑制の検討及び対応要請	個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において実施可能な建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討する。民間も含めた発注者や設計者に対して同様の対応を働きかける。	全国の取り組みと同様に、協議会構成機関は、発生抑制に資する対策を十分検討する。

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

現場から搬出される建設廃棄物には、現場での分別が十分に行われず建設混合廃棄物として搬出されているものや、直接最終処分場に搬出されているものが一部見受けられる。

また、再資源化施設に搬出する場合においても、個々の施設毎の再資源化・縮減能力が十分でない施設に搬出されていることもあることから、民間も含めた事業者は優良な施設へ搬出を図ることで、更なる再資源化・縮減を図る必要がある。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

区分	全国での取り組み	関東地域での取り組み
現場分別の徹底	①建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、建設混合廃棄物の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出の徹底を要請し、取り組みを推進する。	①建設混合廃棄物の詳細調査・分析結果を踏まえ、協議会構成機関は受注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設搬出の徹底を要請する。
再資源化施設への搬出徹底	②建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分の内容の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請し、取り組みを推進する。	②直接最終処分の内容の詳細調査・分析結果を踏まえ、協議会構成機関は自発注工事について再資源化施設への搬出徹底のための取り組みを促進し、各受注者に対しても再資源化施設への搬出徹底を要請する。
優良な施設への搬出推進	③建設廃棄物の再資源化を推進するため、関係業界との連携の下で個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を適切に把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。	③協議会は、再資源化・縮減率を適切に把握する。 また、協議会構成機関は、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進する。

(6) 建設工事における再生資材の利用促進

今後、社会資本の維持管理・更新時代が到来する中、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、民間も含めた受発注者は建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図る取り組みを行っていくことが重要である。そのため、再生資材の利用状況に関する指標（再生資材利用率など）の導入に向けて検討し、指標が決定したものについてはモニタリングしていくことが必要であり、将来的には再生資材の利用に関する目標値の設定についても検討する。

また、地域内での需給バランスが大幅に崩れる場合などについては、環境負荷の小さい輸送モードの積極的利用も図りつつ、コストや環境負荷に留意し、品目毎に適切な需給バランスを構築できるよう、建設リサイクルを推進していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

区分	全国での取り組み	関東地域での取り組み
再生資材の利用徹底	①建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の利用状況に関する新たな指標（再生資材利用率など）を導入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な民間も含めた受発注者への利用徹底を要請し、利用への取り組みを推進する。	①協議会構成機関は、再生資材の利用状況に関する指標（再生資材利用率など）の導入に向けて検討し、指標が決定したものについては再生資材の利用徹底及び利用への取り組みを推進する。
建設汚泥の再生利用の促進	②建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。	②協議会構成機関は、国土交通本省が作成した先進的な利用事例を活用するとともに、関係者の理解促進・意識向上を図る。
資材製造業者等との連携	③資材製造者等の関係者に対して、民間も含めた受発注者が再生資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。	③協議会は、民間も含めた受発注者が再生資材や長寿命化に寄与する資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法の確立などに向けて、資材製造者を交えた意見交換会や情報共有を図る。

(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量を定常的に上回っており、その約半数は、建設工事のみでは有効利用できていない状況となっているため、更なる建設発生土有効利用策を講ずることが必要である。

そもそも建設発生土については、当該事業者がその発生抑制、再使用、適正処理に取り組むことが必要であるが、国としても事業者支援の観点から工事間有効利用の促進について取り組むことも必要である。

一方で、不適正な取扱いがなされている事例が一部で発生しており、その結果として、生活環境へ影響を及ぼした事案もみられたことから、より適正な取扱いを徹底することが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

区分	全国での取り組み	関東地域での取り組み
民間工事も含めた発生土有効利用	①建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。	①協議会構成機関は、左記システムに全国と同様に取り組む。
内陸受入地での取扱い把握	②建設発生土の内陸受入地での不適切な取扱いを抑止するため、その取扱い等に関する情報を把握するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。	②協議会構成機関は、左記システムに全国と同様に取り組む。
適正な内陸受入地の選定	③建設発生土の不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害が生じないようにするための内陸受入地の選定等に努める。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。	③協議会は、左記取り組みを重点施策として推進していく。
一般市民への理解促進	④関係者と連携して、自然由来の重金属等を含む土砂等が適正に評価された安全性について一般市民への理解促進を図る。	④協議会は、自然由来の重金属等を含む土砂等が分析機関等により評価された安全性について一般市民への理解促進を図る。

4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策

「関東版推進計画2008」により、建設リサイクルに係る各種施策が総合的に実施された結果、建設副産物の再資源化・縮減率等は着実に進展した。しかし、これらの取り組みの中には中長期的に推進していくべきものもあり、あわせて一部改善すべき点も見受けられたことから、今後、更なる建設リサイクルを推進していくため、中長期的な課題等を踏まえ、下記の取り組みについて引き続き実施していくことが重要である。

(1) 情報管理と物流管理

建設資材には様々な原材料が含まれており、それは資材製造者によっても異なる場合がある。再資源化に際しては、建設資材の特性や原材料の性状に応じたリサイクル技術を用いる必要があるため、建築物等の使用材料、資材製造者等に関する情報が重要となる。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
建設発生土情報交換システムや建設副産物情報交換システム等の改良検討及び活用促進	協議会

<全国での取り組み>

- ・ 効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、建築物等の履歴情報（設計情報、材料、資材製造者名等）の整備を引き続き促進する。
- ・ 関係者の協力を得ながら、建設副産物実態調査を定期的の実施し、建設リサイクルの取組状況の成果を公表する。

(2) 関係者の連携強化

建設リサイクルの取り組みについては、発注者、資材製造者、設計者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっており、さらに、他産業との間でも再資源化製品のやりとりがなされている。しかしながら、これまでこれらの関係者の間で情報交換や意思の疎通が十分に行われてきたとは必ずしも言い難い。よって、各事業者の役割分担を明確にし、連携を強化していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会（幹事会、準備会議含む）の開催	協議会
都県内ブロック単位での建設副産物対策連絡協議会の開催	都県・政令市
関東地方協議会と都県ブロック単位での協議会との連携推進	協議会
各都県建設業協会、解体業協会、産業廃棄物協会等との意見交換会の開催	協議会
各都県及び政令市の環境部局との連携強化	協議会
建設発生土情報交換システムや建設副産物情報交換システム等の改良検討及び活用促進（再掲）	協議会
公共事業におけるリサイクル原則化ルールの推進	協議会構成機関

<全国での取り組み>

- ・資材製造者、施工者、再資源化業者の各々が有している現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを相互活用できるよう関係者間の連携強化を図る。
- ・設計段階でライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。
- ・関係者と連携して、建設リサイクルを円滑に進めるため各々の役割を相互理解しつつ連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うとともに優遇措置など各々のニーズを把握する。

(3) 理解と参画の推進

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて国民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになる。このため、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み実態、取り組み状況の把握に努めるとともに、その成果等について広く国民にPR、公表を行い、建設リサイクルへの理解と参画を求めることが重要である。

特に、適切な分別解体等、再資源化及び適正処理を実施するためには、応分の費用負担が必要となる。これらについては必ずしも生産的な内容でなく、一般市民を含む関係者の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから、処理内容等にこだわらないとする風潮が一部に認められる。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
建設リサイクルへの取組状況を把握するため、全国調査を実施しない中間年度は簡易型建設副産物実態調査を実施	協議会
標識設置等による建設リサイクルへの取組状況のPR	協議会構成機関
3R推進功労者等表彰、3Rモデル工事等の充実	協議会構成機関
建設リサイクルに関する広報活動の継続的实施	協議会構成機関
協議会構成機関発注工事の契約時における分別解体、再資源化、適正処理等の内容及び費用の内訳の明示	協議会構成機関
民間事業者や一般市民を含めたすべての関係者の理解を深めるため、関係者と連携して、適正な費用負担に関する情報を提供、啓発	協議会構成機関
建設リサイクルに関する講習会や研修の実施	協議会構成機関
建設副産物リサイクル広報推進会議との連携	協議会

<全国での取り組み>

- ・再資源化や適正処理に必要な費用を適正に負担すべきであることについて、民間事業者や一般市民を含めたすべての関係者の理解を深めるため、関係者と連携して、これに資する情報提供や啓発を徹底して実行する。
- ・関係者と連携して、優れた建設リサイクルへの取組状況について引き続き周知等を実施する。
- ・関係者と連携して、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施する。
- ・関係者と連携して、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施する。

(4) 建設リサイクル市場の育成

健全なリサイクル市場を育成していくため、建設リサイクル市場に参加する企業にはリサイクルに資する技術とともに、高い資質を有していることが求められる。

一方、リサイクル市場を構築するためには、建設副産物の発生量に見合った需要が確保される必要があり、特に運搬や保管に制約がある建設廃棄物については、需給動向に注意が必要である。

また、関東地域では首都圏を中心とした地域における再生砕石の滞留懸念など、地域特有の建設リサイクルに関する課題も顕在化してきている。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
産業廃棄物協会等と連携し、中間処理業者の受入基準や処理状況を把握し、公共工事発注者で共有	協議会
総合評価落札方式や設計施工一括発注方式等の入札契約方式の活用	協議会構成機関

<全国での取り組み>

- ・解体工事における技術者の確保、現場作業員の育成およびコンプライアンスの遵守など、解体工事業の適正な施工体制の確保に努める。
- ・地方公共団体と連携して、質の高い建設リサイクルを推進している企業の取り組みについて情報を収集・発信する。
- ・総合評価落札方式やVE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進する。他の公共工事の発注者に対して同様の対応を働きかける。

(5) 技術開発等の推進

建設リサイクルの推進においては、以前にも増してリサイクルの質を向上させるための技術がより一層重要となっており、そのための評価方法も含めた技術開発が期待される場所である。

とくに、建設廃棄物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
各都県産業廃棄物協会等との意見交換（再掲）	協議会
3R推進功労者等表彰、3Rモデル工事等の充実（再掲）	協議会構成機関
各構成機関での先進事例等についての情報交換	協議会

<全国での取り組み>

- ・CIM（コンストラクション・インフォメーション・モデリング）やLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）等の近年開発されている新技術について、建設リサイクルの実務における活用を促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ・建設廃棄物の潜在的な資源価値に着目しながら建設廃棄物のカスケード利用（例えば建設発生木材の場合マテリアル利用した上で次にサーマル利用するなど、資源を段階的に最大限利用すること）を推進する。関係者に対して同様の対応を働きかける。
- ・建設リサイクル分野のNETISの活用による民間企業の技術開発の促進と開発された技術が広く活用されるための仕組みの検討・構築を行う。
- ・建設廃棄物の建設産業以外の需要を拡大するための技術開発について引き続き取り組むよう、再資源化業者等の民間企業に働きかける。
- ・建設副産物のリサイクル等に資する試験研究に対する支援を引き続き行う。

(6) 発生抑制

発生抑制のためには、長く使い続けることが重要な対策となることから、社会資本などの長寿命化に加え、建築物等の機能劣化に対応した既存ストックの有効活用を推進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
社会資本に対して予防保全の実施等による構造物の延命化等、戦略的維持管理の実施	協議会構成機関
公共既存建築物の構造躯体などを再利用することで廃棄物の発生抑制等を促進するリノベーション事業を実施	協議会構成機関
排出抑制の検討を含むリサイクル計画書の作成など「建設リサイクルガイドライン」の遵守	協議会構成機関
既存発生抑制事例集の更新及び活用	協議会構成機関

<全国での取り組み>

- ・各社会資本の長寿命化を図ることが結果として建設副産物の発生抑制にも通じることから、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ・引き続き住宅の長寿命化（200年住宅）を推進し、超長期住宅の普及を図る。
- ・既存建築物の物理的劣化や社会的な機能劣化に対処しつつ、民間等に率先して既存ストックの有効活用を図る。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。

(7) 現場分別

分別解体や現場分別については、関係者の意識の低さから取り組みが十分でない場合があり、その結果、非飛散性石綿含有建材やCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材等、他の建設廃棄物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。とくに、解体工事においては、使用されている建設資材の特性等を把握した上で、適切な手順により分別解体を行うことが必要である。

また、適正な分別解体の実施を確保するための対策を行うことも必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
現場条件に応じた現場分別基準の活用	協議会構成機関
解体業界への分別解体技術の普及・教育、指導の推進	協議会構成機関
適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実	都県・政令市

<全国での取り組み>

- ・解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を引き続き促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ・現場分別の実効性を向上させるため、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを普及・活用するとともに、施工者による現場作業員の教育強化を図る。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ・小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同回収システムを効果的に導入している先進事例を把握・周知することにより、関係者の導入意欲を促進する。
- ・引き続き適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等を充実させる。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。

(8) 再資源化・縮減

各品目の再資源化・縮減を促進していくためには、それぞれの課題を踏まえた対策を実施する必要がある。

建設混合廃棄物については、他の品目に比べて建設工事現場や中間処理・再資源化施設での分別等、リサイクルが技術面でも手間がかかることから、その一層の推進が必要である。

また、廃石膏ボードのリサイクルについても十分リサイクル体制が整っていないことから、引き続き取り組みを推進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
建設副産物実態調査の実施による実態の把握（再掲）	協議会

<全国での取り組み>

- ・建設混合廃棄物の排出削減や再資源化を推進するため、優遇措置についてのニーズを把握する。
- ・廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の促進を図るため、関係者の協力を得ながら廃石膏ボードリサイクルを推進するための取り組みについて実施状況等を把握しつつ引き続き促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。

(9) 適正処理

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、不適正処理が起こる要因を可能な限り排除していくことが必要である。

また、非飛散性石綿含有建材やC C A処理木材、P C B廃棄物等については、他の建設廃棄物の再資源化の支障とならないよう、適切な処理を行うことが必要である。

自然由来の重金属等を含む土砂等については、浄化等処理後の土砂の利用も含め、適正な取り扱いを事業者に促すことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
環境部局との連携による指導・監督体制の強化、及び適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実	都県・政令市

<全国での取り組み>

- ・建設工事における産業廃棄物の取扱いの透明性を確保するため、民間も含めた受発注者と連携して電子マニフェストの普及を促進する。
- ・地方公共団体と連携して、建設業者による不法投棄、不適正処理を抑制するため、指導・監督を徹底する。
- ・地方公共団体と連携して、非飛散性石綿含有建材やC C A処理木材、P C B廃棄物等の適正処理の周知・徹底を行う。
- ・自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について普及促進を図るとともに必要に応じて見直しを行う。

(10) 再使用・再生資材の利用

社会資本整備は、大量の資源投入を必要とするものであり、それに見合った再生資源の利用が期待される分野でもある。

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。また、仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進することが必要である。

建設資材等の再使用については、理解を促し、利用促進を図るため、先進的な利用事例を周知することが必要である。

コンクリート塊については、再資源化後の主たる利用用途である再生砕石について、特定の地域で需給バランスが崩れる可能性がある。また、再生砕石の普及・促進を図るため、先進的な利用事例を周知することが必要である。

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量の2倍程度あり、供給過多の状態にあることから、地域の実情に応じた中期的な需給バランスの改善を図るための取り組みが必要である。

一方で、これまで建設発生土の工事間利用を進めてきているが、工事間で工期や土質条件が合わないなどの理由から、搬入土砂利用量の2割強を新材に頼っている実態もある。

また、災害廃棄物由来の再生資材についても、利用を促進していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

[関東地域の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担当
建設副産物実態調査の実施による再使用の実態把握	協議会構成機関
協議会構成機関における再生砕石の利用状況を把握するため、フォローアップ調査を実施（再掲）	協議会構成機関
再生資材利用に関する指標（再生資材利用率等）の検討（再掲）	協議会
再生骨材を用いたコンクリートの実態把握及び使用に当たっての課題及び対策の検討	協議会

<全国での取り組み>

- ・建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討し、可能な限り建設資材等の再

使用を促進する。関係者に対して同様の対応を働きかける。

- ・他産業副産物についても、地域の実情に応じて、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、また有害物質の含有・溶出に関する品質・影響等も考慮しながら、グリーン調達に基づき、建設工事での有効利用を引き続き促進する。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ・地方公共団体と連携して、民間も含めた受発注者による建設工事における再生砕石（再生骨材コンクリートへの利用も含む）の先進的な利用事例やその品質確保方法を収集・周知することにより、官民における利用を促進する。
- ・中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適宜設計に織り込んで需給バランスの改善を図る。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。
- ・工事発注予定の事業箇所について、自らの工事で将来的に用いる建設発生土のストックヤードとしての活用を促進する。他の公共工事の発注者に対して同様の対応を働きかける。
- ・港湾工事で発生する浚渫土砂の有効利用にあたっては、干潟や浅場造成等の自然再生への活用を積極的に推進する。
- ・災害廃棄物及び津波堆積物由来の再生資材について、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、建設工事において有効利用が図られるようにする。地方公共団体に対して同様の対応を働きかける。

以上